

令和5年度 監査結果報告書

王寺町監査委員

○監査結果報告書

1 監査方法

(1) 主な実施内容

各所管の財務に関する事務の執行、及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第2条第14項から第16項までの規定の趣旨に沿ってなされているかについて、王寺町が定める監査基準に準拠し、質問、計数突合、確認、分析等を監査の手段として適用しました。

(2) 監査の着眼点

- ・ 予算執行が適正かつ計画的、効率的に行われているか
- ・ 事務事業の執行及び管理運営が適正かつ合理的、効果的に行われているか
- ・ 契約事務が適正かつ効率的に執行されているか
- ・ 現金等取扱い事務が適正に行われているか 等

○令和4年度決算監査（健全化判断比率の審査 基金の運用を含む）

監査日時 令和5年8月24日

監査の結果

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付された、令和4年度王寺町一般会計、特別会計の歳入歳出決算及び基金運用状況並びに関係諸帳簿・証書類を審査した結果、内容において規定に抵触したことなく、かつ、各会計の決算の収支、基金の運用状況は関係諸帳簿・証書類と一致符合し、適正で確実なる決算であり、基金の運用は設置目的に従い確実、かつ、効率的な運用であると認めます。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、審査に付された健全化判断比率等の算定は、法令等の趣旨に沿って適切に行われ、その算定の基礎となる事項を記載した書類の数値が適正に表示され、帳票の管理が十分されていることを認めます。

監査意見

厳しい財政状況を踏まえた業務効率化の要請や将来的な人材不足への対策の必要性など、地方公共団体を取り巻く環境変化の中であって、デジタル化や民間活力の活用及びそれらに対応する法制度の改正がなされ、また従来型の契約でも効率化の工夫がされるなど、行政事務の進め方あるいは行政契約の形態が様々に進化しつつありますので、これら進化に関する調査研究を深めること、地

方自治法や会計規則に則って遺漏なく適正な事務の執行に努めること及び行政DXの進展を見通したIT専門官の設置のように必要に応じて外部専門家を活用しつつ課題を解決すること等に焦点をあてて不断の努力を重ねてください。

また、一部事務組合をはじめ広域行政に係る事業については、事情の変化に対して適宜積極的に情報を公開し町民の理解を深めるとともに法令遵守を基本として町民に過度の負担が生じることがないように、これまでに引き続いて対応してください。

最後に、新型コロナウイルスの影響により先行きは依然として不透明ですが、限られた財源の下、適正かつ効率的効果的に予算を執行するために、事務事業の優先度、緊急度を勘案し、将来にわたって安定した行財政運営をされるよう期待します。

○地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

監査日時 令和5年12月22日

監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

○行政監査（事務監査）

監査日時 令和5年5月24日

【福祉介護課】

やわらぎの手帳優遇措置事業の利用状況監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

監査日時 令和5年6月26日

【政策推進課】

まちづくり協議会設立に向けた取組状況監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

監査日時 令和5年7月26日

【地域交流課】

テレワーク施設「o-terrace」の利用状況と今後の活用監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

監査意見

国の補助事業を活用して跡地の有効利用を企画する本施策の目的は素晴らしく、公募・審査方法に問題はないと思えるものの、1社応募であって評価基準を

わずかに上回る水準で合格している状況からみると、当選事業者による本件事業が、事業目的に照らし経済的効率的効果的に事業を継続発展していけるか、交付金終了後も注視しておくことが望めます。

なお、関連で後日確認した地域女性活躍推進交付金を活用したデジタル人材育成事業については、IT 基礎知識教育は応募者が多く好評であるものの、ビジネスマッチングと人材育成の実践面では提案の具体性がイメージしにくいいため、本事業の施策目的適合性・実現性について、注視しておくことが望めます。

監査日時 令和5年9月25日

【政策推進課】

王寺都市開発(株)、地域振興(株)の決算状況監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

※地方自治法第199条第7項に基づく財政支援団体監査

監査日時 令和5年10月27日

【子育て支援課】

送迎用バス安全装置・登園管理システム導入の利用状況監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

監査日時 令和5年11月22日

【DX推進室】

デジタル人材登用後の自治体DXの取組状況監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

監査日時 令和6年3月25日

【教育施設課】

北義務教育学校手直し工事にかかる安全対策

監査意見

町の象徴といえる施設の契約不適合にかかる手直し工事において重大な業務上の死亡事故が発生した原因は、元請事業者が転落災害撲滅と宣明したにもかかわらず、本体工事と修補工事は別物であると誤って認識し対策を怠ったことにあった由です。したがって今後重大事故を発生させないためには、あらためて事業者自身に原因と対策を書面で宣明させ、例えば装備の改善、しつこく基本を繰り返す体質化を求めるとともに、町としてもモニタリング及び県で定めているようなペナルティ基準の明確化により事業者の基本の徹底を動機づけることが望めます。

○例月監査（令和５年４月分～令和６年３月分）

監査実施日は行政監査と同日

監査意見

別添例月出納検査一件書類に基づき監査した結果、現金・各数値各帳簿と一致し確実と認めました。

○随時監査（令和６年１月２４日・令和６年２月２９日）

監査意見

例月出納検査一件書類から学校教育課におけるＡＥＤの購入設置についてサンプリングにより抽出確認したところ日常点検は行っていましたが、救命に関わる重要な機器であるため、厚生労働省ガイドに従って機器の正常状態を確認の上「点検表に日々の結果を記録すべき」であり、ＡＥＤ設置のその他庁内全部署においても、契約更新時に、製造物責任に係る業者の免責条項の範囲と、設置者が負う維持管理義務等を確認できるよう、具体的な権利義務関係を明示した書類、契約書等を取り交わすように努めてください。